

ILO と今日のグローバル課題

1992 年

「児童労働撤廃国際計画(IPEC)」の発足

IPEC は、1990 年 9 月にミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長とドイツの労働大臣とが行なったボンでの会合に端を発して生まれたものです。1991 年に進められた準備作業で、初期計画が作成されました。1991 年 12 月、ILO とドイツ政府は、5 年間で 5,000 万ドイツマルク相当の拠出金を出資する協定に調印しました。この児童労働撤廃国際計画は、1992 年に正式に発足しました。

IPEC の全体目標は、児童労働撤廃運動に対する各国の問題対処能力を強化することと、世界的にこの運動を推進することで児童労働を段階的に撤廃することです。現在、IPEC は、技術協力を通じて世界の 88 カ国において児童労働撤廃活動を進めています。IPEC はこの種の計画としては世界で最も遠大なものであるとともに、ILO 最大の活動プログラムとなっています。

IPEC の当初の目的は児童労働の段階的撤廃でしたが、最悪の形態の児童労働条約、1999 年(第 182 号)に定義されているように、以後最悪の形態の児童労働との闘いを最優先課題に掲げています。

1993 年

「アクティブ・パートナーシップ政策(APP)」の採択

「アクティブ・パートナーシップ政策(APP)」は、第 80 回 ILO 総会(1993 年 6 月)で採択されました。その目的は、ILO と加盟国の政労使三者との距離を縮めること、及び ILO が有する権限の枠組みの中で政労使の構成員に提供する技術的サービスの一貫性と質を高めることでした。

この政策の主要要素が、ILO の現場組織の強化でした。この政策のもと、部門横断的チームが結成され、ILO の地域事務所が徐々に強化されました。技術協力部門が、APP 実施の推進・支援・実施評価を担当しました。

1998 年

「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」

1995 年 3 月、グローバル化と貿易自由化の進展に伴う影響を懸念する国際社会の動きに促されて、世界社会開発サミットがコペンハーゲンで開催されました。サミットに出席した国家元首や政府首脳は、「労働者の基本的権利」に関するコミットメントと行動計画を採択しました。1998 年 6 月、第 86 回 ILO 総会は労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言を

採択しました。関連 ILO 条約の締約国に対しては条約の全面的実施を、またその他の全ての国々に対しては条約に記載された原則を考慮することを求めるこの宣言は、コペンハーゲンサミットで定められた目標に対し、決定的な貢献を果たしました。同宣言は、以下の 4 つの労働における基本的権利に関する原則を尊重し、推進し、普遍的に遂行するという ILO 加盟国の誓約を重ねて強調しました。

- 結社の自由、および団体交渉権の効果的な承認
- あらゆる形態の強制労働の撤廃
- 児童労働の効果的な廃止
- 雇用や職業における差別待遇の撤廃

ILO は、「この宣言を採択することにより、国際社会が提示した課題に取り組み始めました。ILO は、グローバル化の現実に対処するために、仕事の世界におけるグローバル・レベルの社会的最低基準を確立し、今や新たな楽観論を持って新世紀を見据えることができるようになった」(ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長による宣言の発表)。1999 年に発足した宣言推進インフォーカス・プログラムは、ILO が考案し、資金提供する技術協力プロジェクトという新たなカテゴリーを生み出しました。

1999 年

フアン・ソマビア事務局長(1999 年～2012 年)

「ディーセント・ワーク・アジェンダ(ディーセント・ワーク実現のための取組)」の始まり

「今日の ILO の主要目標は、自由、公正、保障、人間としての尊厳が確立された条件の下で、人々が生産的なディーセントな雇用を得る機会を拡大することである」(フアン・ソマビア第 9 代 ILO 事務局長)

1999 年にフアン・ソマビア事務局長が始めたディーセント・ワーク・アジェンダは、全ての人々の生活において、労働が中心的役割を果たすとの認識の下に開発戦略を推進しています。ILO は、ILO の政労使構成員が国レベルで開発する総合的なディーセント・ワーク・国別プログラムを通じて支援を提供しています。これらのプログラムは、以下の ILO の 4 つの戦略目標のそれぞれに合致した効果的なプログラムを通じて、国の開発枠組みの中で優先事項や目標を設定し、ディーセント・ワークが欠如している問題点に取り組むことを目指しています。

- 国際労働基準、ならびに労働における基本的原則および権利を推進し、実施する。
- 男女がディーセントな雇用と賃金を確保できる機会の創出を拡大する。
- すべての人に社会的保護の適用範囲を広げ、その実効性を高める。
- 三者構成主義と社会対話を強化する。

ソマビア事務局長は第 87 回 ILO 総会への報告書の中で、ディーセント・ワークに内在する固有の概念についてこのように述べました。「ILO はディーセント・ワークに関心を寄せている。目標は単なる雇用の創出ではなく、容認できる質を伴った雇用の創出である。雇用の量と雇用の質とを切り離して考えることはできない。ディーセント・ワークの概念は全ての社会に存在するが、雇用の質に関しては多面的な意味を持つ。それは異なる労働形態、異なる労働条

件、そして価値観や満足感にも関わるものである。今必要なことは、激しい競争下にあるグローバル市場で発生する急速な状況変化に適応しつつ、基本的な保障と雇用を確保できる社会・経済体制を考案することである」

2008 年 6 月 10 日、第 97 回 ILO 総会は公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言を採択しました。この宣言は、ディーセント・ワーク・アジェンダとその 4 つの戦略目標に沿って実施されることになります。

最悪の形態の児童労働条約、1999 年(第 182 号)

「この基本条約は、『児童』を 18 歳未満の者と定義する。この条約は批准国に対し最悪の形態の児童労働を撤廃することを求めており、この労働は、……あらゆる形態の奴隷制度又はこれに類似する慣行……を含むものとしている。この条約は批准国に対し、児童を最悪の形態の児童労働から引き離すための、かつ、児童のリハビリテーション及び社会的統合のための必要かつ適当な直接の援助を提供することを求める。さらに、最悪の形態の児童労働から引き離される児童のための無償の基礎教育及び、可能かつ適当な場合には、職業訓練の機会の確保を批准国に求めている」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)
- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

2000 年

「HIV/エイズと仕事の世界に関する事業計画」の発足

1980 年代、ILO はエイズウイルスの蔓延を食い止めるため、世界保健機関(WHO)と協力しました。その中で ILO は、当時ジョナサン・マン博士が率いていた WHO エイズ世界計画に参加しました。1988 年 11 月、第 241 回 ILO 理事会は、WHO との進行中の提携プロジェクト、具体的にはエイズと職場、および差別される労働者の保護について、討議しました。

現在 ILO は、断固とした決意を持って HIV/エイズとの闘い続けています。2000 年 11 月、ILO は UNAIDS との協力のもと、第 88 回 ILO 総会(2000 年 6 月)で採択された決議に従い、HIV/エイズと仕事の世界に関する事業計画(ILO/AIDS)を発足させました。このプログラムの目標は、ILO の資源と特殊な組織構造を活かし、ILO の政労使の構成員とともに職場において HIV/エイズの予防を促進し、感染した労働者に対する差別待遇と闘い、HIV/エイズの大流行がもたらす社会的・経済的影響を軽減することです。このプログラムには、意識の向上・広報活動、指令や国際労働基準の準備、技術協力を通じた労使の能力強化が含まれます。ILO は、以下の事項を提供することにより国際的な行動に貢献しています。

- HIV/エイズと闘うための政府、使用者、労働者の取り組みの動員・支援に役立つ三者構成
- 労働者の権利を守り、かつ労働条件を改善するために、1 世紀近くにわたって労働法規および国際労働基準の起草において各国政府を支援してきた経験
- 技術協力プロジェクトの実施と管理に最適な条件を提供する外部事務所の世界的ネットワーク
- 雇用、労働安全衛生、社会保障など、HIV/エイズに関連する諸分野の豊富な専門知識
- 研究、教育訓練、知識管理、情報伝達の強固な基盤

2001 年

「社会保障をすべての人に世界キャンペーン」の発足

フィラデルフィア宣言(1944 年)および ILO が策定した国際労働基準、特に社会保障(最低基準)条約、1952 年(第 102 号)は、十分な水準の社会保障へのアクセスは全ての個人の基本的権利である、と認めています。しかし多くの国において、現実はいまだにフィラデルフィア宣言に定められた以下の原則とは程遠い状態です。「総会は、次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳粛な義務を承認する。……基本収入を与えて保護する必要のあるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、且つ、広範な医療給付を拡張すること」

現在、世界の人口の半数以上が、依然として公的社会保障の恩恵を受けていません。この驚くべき事実を前にして ILO は、加盟国が社会の全ての部門に行きわたるよう社会的保護を拡張し、労働者の労働条件と保障を改善できるよう力を結集しました。この自発的に発展した政策により、「社会保障をすべての人に世界キャンペーン」が生まれました。

2001 年 6 月、第 89 回 ILO 総会において、労使団体と政府は ILO に対し、「社会保障をすべての人に世界キャンペーン」の立ち上げを要請しました。このキャンペーンは、以下の 4 つの主要目標を掲げ、2003 年に正式に発足しました。

- 社会保障の範囲拡大を促進するための広範なキャンペーンを開始する。
- 社会保障の優先順位を上げること、および適切な事例について技術援助を提供することを目的として、政府と交渉する。

- 国の社会保障政策の策定とその実施手段について、政府や社会的パートナーに助言を提供する。
- この分野における好事例を収集・普及する。

2002 年

「グローバル化の社会的側面世界委員会」の設立

グローバル化の社会的側面世界委員会は、2002 年 2 月に ILO により設立された独立機関です。

この委員会が設立された時、多国間システム内にはグローバル化のさまざまな社会的側面について適切かつ徹底的な検討を行う機関はありませんでした。同委員会の報告書「公正なグローバル化: すべての人々に機会を創り出す」(A Fair Globalization. Creating Opportunities for All) は、グローバル化の社会的側面について多様で異なる意見を持つ関係者が体系的な対話を確立するための第一歩となりました。

ハミッシュ・ジェンキンス、エディ・リー、ゲリー・ロジャースは、同委員会について次のように振り返っています。その設立は、「グローバル化が人々に不均衡な影響を及ぼしていること、その恩恵から多くの人々が排除されていること、およびそのプラスの潜在力が十分に発揮されていないことについて根強い不安がある中で実現した。グローバル化についてはすでに多くの議論や分析が行われてきたが、『世界委員会』はそれらとは一線を画すものであり、取り組むべき重要課題と実行可能な解決策についての……コンセンサスを構築しようとする試みであった」(The quest for a fair globalization three years on「公正なグローバル化の探求—3 年間の歩み」p.6 を参照)

2003 年

「世界雇用戦略」の発足

第 24 回国連特別総会(2000 年 6 月 26 日～7 月 1 日)は、「持続可能な生活基盤と雇用を獲得できる機会の拡大を目指し、一貫性を持ち調整された国際雇用戦略を策定する必要性」を認識しました。2000 年 9 月に国連総会が採択したミレニアム宣言は、特に世界で 1 日当たり 1 ドル未満の収入しか得られない人の数を半減することなど、2015 年までに達成すべきいくつかの世界目標を明らかにしました。

世界雇用戦略は、国連総会決議およびミレニアム宣言の中で設定された目標の双方に対し、ILO が応える取り組みです。ILO は 2001 年 11 月、ジュネーブで世界雇用フォーラムを開催しました。この世界雇用フォーラムは、世界的不況と 2001 年 9 月 11 日に米国で発生したテロ攻撃後に生じた失業や窮乏の増加に歯止めをかけるために、10 項目からなるプログラムが発足しました。このプログラムから世界雇用戦略が生まれ、同戦略は 2003 年 3 月に三者構成員から幅広い同意を得た後、ILO 理事会によって採択されました。その目的は、雇用を各国政府が実施する経済・社会政策の中心に据えることです。

このように、世界雇用戦略は、ILO が生産的な雇用創出の促進を目的として、多国間システム内でパートナーシップを確立し、国・地域レベルで政府と労使団体に働きかけるための枠組みを制定したのです。

2006 年

海上労働条約の採択

第 94 回 ILO 総会は 2006 年 2 月 7 日から 23 日にかけてジュネーブで開催され、海事部門の問題のみを取り上げました。

この総会は、かつてないほど野心的な目標を掲げていました。それは、グローバル化が加速化する海事部門におけるディーセントな労働条件を確保するために、現在施行されている 60 を超えるほとんど全ての海上労働関連の条約および勧告を網羅するグローバルな国際条約を採択することでした。

2008 年

「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」

第 97 回 ILO 総会は 2008 年 6 月 10 日、「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」を採択しました。この ILO 宣言は、ディーセント・ワーク・アジェンダとその 4 つの戦略目標の枠組みの中で実施されます。

「この宣言は、ILO の歴史の中で、1919 年の ILO 憲章以来、ILO 総会が採択した 3 つ目の重要な原則・政策文書であり、1944 年のフィラデルフィア宣言、および 1998 年の『労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言』に立脚するものである」

「この宣言は、ILO の価値を力強く再確認するものである。当宣言は、ILO が今日の世界におけるその活動を通じて、社会正義に対する普遍的願望を追求するという憲章上の任務を負っていることを想起する。

ILO 創設時に政労使の構成員が定めた目標の達成に向けて、ILO が公正なグローバル化の促進のために果たすべき特別な責任を認識する。

ILO の憲章上の目的を実現するとともに、その構成員に効率的かつ効果的にサービスを提供することを目指す主要な政策および運営上の概念として、ディーセント・ワーク・アジェンダを制度化する」(出典: ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization, Director-General's announcement「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言、事務局長声明」、p.1)